

證券ノ名稱	證券ノ方式	證券ノ額面	附屬利賦 札ノ枚數	證券ノ 記號	裏 面	甲種國債登錄簿ニ 於ケル登錄ノ記號
公債證書	記名賦札付	五百圓、三百圓、 百圓、五十圓、 二十五圓	五十枚	自、 (五年)		甲種國債登錄簿ニ 於ケル登錄ノ記號
大日本帝國政府 五十分利公債證書	無記名利札付	一萬圓、五千圓、 千圓、五百圓、 百圓、五十圓	二十枚	甲(四十二年) 乙(四十三年)		
總武鐵道株式會社 第二回社債券	無記名利札付	千圓	二十枚	甲(四十二年) 乙(四十三年)		
大日本帝國政府 四十分利公債證書	無記名利札付	一萬圓、五千圓、 千圓、五百圓、 百圓、五十圓	二十枚	甲(四十二年) 乙(四十三年)		
四十分利 英貨公債證書	無記名利札付	五百磅、二百磅、 一百磅	百九枚			
四十分利 英貨公債證書	無記名利札付	二百磅、百磅、 五十磅	四十枚			
四十分利 英貨公債證書	無記名利札付	二百磅、百磅、 五十磅	四十枚			
四十分利 英貨公債證書	無記名利札付	二百磅、百磅、 五十磅	四十枚			
五十分利 英貨公債證書	無記名利札付	二千五百法、二千五 百法、五百法	五十枚			
四十分利 佛貨公債證書	無記名利札付	二百磅、百磅、 五十磅、二十磅	五十枚			
五十分利 佛貨國庫債券	無記名利札付	五百法	二十枚			
北海鐵道株式會社 五分利付一帯債券	無記名利札付	五百磅、二百磅、 一百磅	三十枚			
關西鐵道株式會社 英貨社債券	無記名利札付	千磅、五百磅、 二百磅、一百磅	四十枚			

國債券規要關則規來債國

第一號ノ二

證	券	登	錄	償																			
<p>見本ヲ各取扱店ニ配置シ其ノ旨ヲ告示ス (時宜ニ由リテ其ノ要項) ○何人ト雖モ取扱店 ニ就キテ見本ヲ閱覽スルコトヲ得○證券ニ ハ記號及番號ヲ附ス○記名證券ハ記名紙 ヲ貼附シ其ノ證券及利札ニハ記名ノ二字ヲ 記ス(舊公債券)</p>	<p>五十圓、百圓、二百圓、五百圓、千圓、二千圓、 五千圓及一萬圓ノ八種(特別ノ規程アリ) ○應募 者ハ其ノ交付ヲ受クベキ證券ノ額面金額ノ 種類ヲ選擇スルコトヲ得ス</p>	<p>汚染發損：證券ノ所有者ハ其ノ證券カ汚染毀 損シタルトキ之カ引換ヲ請求スル コトヲ得(誠失又ハ紛失ハ代利札交付ヲ請 求スル)</p>	<p>分合：證券ノ所有者ハ各種證券ノ額面金 額ノ種類ニ從ヒ其ノ分割又ハ併合 ヲ請求スルコトヲ得</p>	<p>減失紛失：記名證券又ハ其ノ利札ヲ減失又ハ 紛失シタル者ハ其ノ旨ヲ届出ツテ シ(發見ノ時) 届出後滿三箇月ヲ經過 シ(發見ノ時) 届出後滿三箇月ヲ經過 シ(發見ノ時) 届出後滿三箇月ヲ經過</p>	<p>分合：最小限額五十圓トス 起債年ノ異ナルモノ又ハ舊公債證 書ヲ除ク外記號ノ異ナルモノハ併 合スルコトヲ得ス</p>	<p>汚染發損：證券一枚毎ニ金二十錢(利札ノ減失又 損引換ニ同シ)</p>	<p>分合：代證券一枚毎ニ金二十錢 減失紛失：代證券一枚毎ニ金二十錢 利札一枚毎ニ金三錢</p>	<p>甲種：證券ヲ發行セザルモノヲ登錄ス○ 日本銀行本店ニ備ヘ副本ヲ日本銀 行大阪支店ニ置ク 乙種：通券ヲ發行シタルモノヲ登錄ス○ 別ニ告示スル取扱店ニ之ヲ備フ</p>	<p>甲種：各種證券ニ於ケル額面金額種類ノ 別ニ之ヲ告示ス○記號及番號ヲ附ス○甲種 ノ記號毎ニ口座ヲ分ツ</p>	<p>甲種：各種證券ニ於ケル額面金額種類ノ 別ニ之ヲ告示ス○記號及番號ヲ附ス○甲種 ノ記號毎ニ口座ヲ分ツ</p>	<p>甲種：各種證券ニ於ケル額面金額種類ノ 別ニ之ヲ告示ス○記號及番號ヲ附ス○甲種 ノ記號毎ニ口座ヲ分ツ</p>	<p>甲種：各種證券ニ於ケル額面金額種類ノ 別ニ之ヲ告示ス○記號及番號ヲ附ス○甲種 ノ記號毎ニ口座ヲ分ツ</p>	<p>甲種：各種證券ニ於ケル額面金額種類ノ 別ニ之ヲ告示ス○記號及番號ヲ附ス○甲種 ノ記號毎ニ口座ヲ分ツ</p>	<p>甲種：各種證券ニ於ケル額面金額種類ノ 別ニ之ヲ告示ス○記號及番號ヲ附ス○甲種 ノ記號毎ニ口座ヲ分ツ</p>	<p>甲種：各種證券ニ於ケル額面金額種類ノ 別ニ之ヲ告示ス○記號及番號ヲ附ス○甲種 ノ記號毎ニ口座ヲ分ツ</p>	<p>元金償還 利子支拂 利子ノ始 終期</p>	<p>元金償還 利子支拂 利子ノ始 終期</p>	<p>元金償還 利子支拂 利子ノ始 終期</p>	<p>元金償還 利子支拂 利子ノ始 終期</p>	<p>元金償還 利子支拂 利子ノ始 終期</p>	<p>元金償還 利子支拂 利子ノ始 終期</p>	<p>元金償還 利子支拂 利子ノ始 終期</p>	<p>元金償還 利子支拂 利子ノ始 終期</p>

無記名利札付	五百磅、二百磅、 百磅	三十枚
無記名利札付	千磅、五百磅、 百磅	四十枚

録

券ヲ發行セザルモノヲ登録ス○
本銀行本店ニ備ヘ副本ヲ日本銀
大阪支店ニ置ク
券ヲ發行シタルモノヲ登録ス○
告示スル取扱店ニ之ヲ備フ
別、起債年又ハ證券(舊公債ヲ除ク)
口座ヲ分ツ
種證券ニ於ケル額面金額種類ノ
種證券ニ於ケル額面金額ノ種類
從
債當初ノ登録及無記名證券ノ登
ナリ
利移轉及改氏名其ノ他共有者持
ノ變更等ナリ
乙二種ノ登録簿間ニ於ケル移記
録所管取扱店ノ轉換但シ甲種ハ
録ヲ除却シテ無記名證券ヲ交付
ルモノナリ(舊公債ニ付テハ登錄ノ除
定、轉賣、移轉及抹消等ナリ
ニ新規ト變更、移記及質權ニ
爲シタルトキハ登錄簿ニ關スル登
ス乙種登錄簿ニ質權ニ關スル登
ルトキ亦同シ
ノ記名者其ノ他ノ利害關係人ハ
利書ノ關係アル部分ニ限リ登録
ハ原本若ハ抄本ノ交付ヲ請求ス
記名者及其ノ權利ヲ行使スル者
取扱店ヘ提出シ置クコトヲ要ス
記名者住所ヲ轉シタルトキハ之
届ツベシ
甲種 一件毎ニ金五錢
乙種 一件毎ニ金五錢
丙種 一件毎ニ金五錢
丁種 一件毎ニ金五錢
戊種 一件毎ニ金五錢
己種 一件毎ニ金五錢
庚種 一件毎ニ金五錢
辛種 一件毎ニ金五錢
壬種 一件毎ニ金五錢
癸種 一件毎ニ金五錢
記名證券一枚毎ニ金二十錢
無記名證券一枚毎ニ金十錢
同每ニ金十錢
用紙一枚毎ニ金十錢一枚ニ滿タ
フルモノ亦同シ

償還及仕拂

元金償還
抽籤ノ方法ニ依ル(特別ノ規程アリ)○債
還額、償還期日及抽籤執行日ハ之ヲ
告示ス○日本銀行本店ニ於テ執行ス
○抽籤ノ結果ハ日本銀行之ヲ廣告ス
全部償還：償還期日ハ之ヲ廣告ス
毎年二回トシ各其ノ日以前六箇月間ニ屬スル
モノヲ支拂フ(開始前元金償還当期分ノ利子ハ元金
ト同時ニ之)○支拂期日ハ起債ノトキ之ヲ定ム
ト同時ニ之)
始期：計算ノ方法ハ起債ノトキ之ヲ定ム
(特別ノ規定アリ)
終期：元金償還ノ期日マテ之ヲ附ス(同上)
無記名證券
證券又ハ利札ト引換ニ其ノ證券又ハ
利札ノ持參人ニ之ヲ仕拂フ
甲種登錄簿：領收證書ト引換ニ記名者又ハ其ノ權
利ヲ行使スルモノニ之ヲ仕拂フ
乙種登錄簿：證券又ハ利札ト引換ニ記名者又ハ其
ノ權利ヲ行使スル者ニ之ヲ支拂フ
元金償還
仕拂フ利
子
同
時
ニ
之
領收書ト引換ニ之ヲ仕拂フ
預託：受取人ハ元金償還期又ハ利子仕拂期
開始前其ノ證券又ハ利札ヲ取扱店ニ
預託シ置クコトヲ得
所管外
甲種登錄簿ノ記名者ハ所管取扱店ニ請
求シ所管外ノ取扱店ニ於テ元利金ノ
仕拂ヲ受クルコトヲ得
送金：甲種登錄簿ノ記名者ハ利子ニ限リ送金
ヲ請求スルコトヲ得但シ送金費用及
危険ハ請求者ノ負擔トス
記名：證券又ハ利札ヲ滅失又ハ紛失シタル
者ハ届出後三箇月ヲ經過シ已ニ其ノ
元金償還期又ハ利子仕拂期開始シタ
ルトキハ元利金ノ仕拂ヲ請求スルコ
トヲ得
無記名：證券又ハ利札ヲ滅失又ハ紛失シタル
者ハ其ノ證券又ハ利札ノ持參人カ償
還又ハ仕拂ヲ受ケタル場合ニハ其ノ
金額及其ノ仕拂ノ日以後ノ利子ヲ辨
償スヘキ旨ヲ約シ擔保ヲ提供シ又ハ
保證人ヲ立テ、元利金ノ仕拂ヲ請求
スルコトヲ得(附屬利札中利子仕拂期ノ開
出スヘシ)

擔保及保證

擔保ノ種
現金、登錄國債又ハ國債證券其ノ取扱店ノ
確實ト認メタル有價證券
擔保額
仕拂ヲ受クヘキ元利金額ニ其ノ仕拂フヘキ日
ヨリ元利金消滅時効完成ノ日マテノ日數ニ應
スル一箇年百分ノ五ノ利子金額ヲ加ヘタルモ
ノヲ以テ最下限トス(現存利札ヲ提出シタルトキ
ハ其ノ相當金額ヲ控除ス)
擔保物ノ
取扱店ノ認定ニ依ル○擔保物ノ價格減少シタ
ルトキハ増擔保ヲ提供ヲ要ス(代保證人ヲ立ツ)
擔保提供
現金及有
價證券
登錄國債
質權設定ノ登録ヲ爲スニ必要ナル事
項ヲ記載シタル擔保提供書ヲ提出ス
擔保ノ變
擔保提供者ハ擔保物ノ變更ヲ請求スルコトヲ
得
擔保ノ一
部解除
擔保ノ原因カ一部ヲ消滅シタルトキハ其ノ提
供者ハ擔保ノ一部解除ヲ請求スルコトヲ得
公賣ノ方
廣告ヲ爲シ少クトモ三日ヲ經過シタ
ル後入札ノ方法ヲ以テ公賣ヲ爲ス○
落札ト爲ルヘキ同價ノ入札アルトキ
ハ追加入札ヲ爲サシメ追加入札仍舊
價ナルトキハ抽籤ニ依ル
保證金
取扱店ニ於テ必要ト認メタルトキハ
保證金ヲ徵ス○落札者義務ヲ履行セ
サルトキハ其ノ保證金ハ之ヲ政府ノ
所得トス
再度公賣
買受受人ナキカ又ハ入札價格見積價
格ニ達セザルトキハ更ニ公賣ヲ爲ス
○落札者カ期限内ニ代金ヲ完納セザ
ルトキハ其ノ賣買ヲ解除シ更ニ公賣
ヲ爲ス
公賣ノ中
公賣ノ決行前ニ擔保提供者カ辨償金
ヲ完納シタルトキハ公賣ヲ止ム
公賣費用
公賣代金ヲ以テ支辨ス但シ公賣中止
ノ場合ハ擔保提供者ヲシテ之ヲ支辨
セシム
保證人ノ
債務
主タル債務者ト連帶トス
保證人ノ
變更
保證人カ死亡シタルトキハ債務者ニ
於テ代保證人ヲ以テ取扱店ノ承認ヲ
受クヘシ其ノ他變更ヲ要スルトキ亦
同シ○債務者ハ保證人ノ資產ノ減損
ニ因リ取扱店ヨリ更ニ擔保ノ提供ヲ
求メラレタルトキハ之ハ拒ムコトヲ
得ス(代保證人ヲ立ツ)

覽冊續手求請ル關更錄登及券證債國

事	要	請	取	請	類	請	請	事	備
項	求	求	取	求	出	求	求	項	考
汚染毀損 證券ノ引換	請求書ノ 件	請求書ノ外 其ノ他 請求ノ際 提出スル 他書	請求スヘキ 取扱店	請求ノ時期	請求ノ外 提出スル 他書	請求ノ際 提出スル 他書	請求ノ際 提出スル 他書	汚染毀損 證券ノ引換 分 合 札 利 足 交付 新規 登 録 更 移 除	汚染毀損 證券ノ引換 分 合 札 利 足 交付 新規 登 録 更 移 除
一、汚染毀損ノ種類及額 二、面額ノ種類及額 三、枚数 四、記号	一、請求ノ種類及額 二、面額ノ種類及額 三、枚数 四、記号	一、請求ノ種類及額 二、面額ノ種類及額 三、枚数 四、記号	一、記名證券ノ種類及額 二、取扱店 三、住所	一、請求ノ時期 二、請求ノ場所	一、請求ノ種類及額 二、面額ノ種類及額 三、枚数 四、記号	一、請求ノ種類及額 二、面額ノ種類及額 三、枚数 四、記号	一、請求ノ種類及額 二、面額ノ種類及額 三、枚数 四、記号	一、汚染毀損ノ種類及額 二、面額ノ種類及額 三、枚数 四、記号	一、汚染毀損ノ種類及額 二、面額ノ種類及額 三、枚数 四、記号
一、原証券ノ種類及額 二、面額ノ種類及額 三、枚数 四、記号	一、原証券ノ種類及額 二、面額ノ種類及額 三、枚数 四、記号	一、原証券ノ種類及額 二、面額ノ種類及額 三、枚数 四、記号	一、所管取扱店	一、減失又ハ紛失ノ届 シタルトキ	一、原証券ノ種類及額 二、面額ノ種類及額 三、枚数 四、記号	一、原証券ノ種類及額 二、面額ノ種類及額 三、枚数 四、記号	一、原証券ノ種類及額 二、面額ノ種類及額 三、枚数 四、記号	一、原証券ノ種類及額 二、面額ノ種類及額 三、枚数 四、記号	一、原証券ノ種類及額 二、面額ノ種類及額 三、枚数 四、記号
一、原証券ノ種類及額 二、面額ノ種類及額 三、枚数 四、記号	一、原証券ノ種類及額 二、面額ノ種類及額 三、枚数 四、記号	一、原証券ノ種類及額 二、面額ノ種類及額 三、枚数 四、記号	一、所管取扱店	一、減失又ハ紛失ノ届 シタルトキ	一、原証券ノ種類及額 二、面額ノ種類及額 三、枚数 四、記号	一、原証券ノ種類及額 二、面額ノ種類及額 三、枚数 四、記号	一、原証券ノ種類及額 二、面額ノ種類及額 三、枚数 四、記号	一、原証券ノ種類及額 二、面額ノ種類及額 三、枚数 四、記号	一、原証券ノ種類及額 二、面額ノ種類及額 三、枚数 四、記号
一、原証券ノ種類及額 二、面額ノ種類及額 三、枚数 四、記号	一、原証券ノ種類及額 二、面額ノ種類及額 三、枚数 四、記号	一、原証券ノ種類及額 二、面額ノ種類及額 三、枚数 四、記号	一、所管取扱店	一、減失又ハ紛失ノ届 シタルトキ	一、原証券ノ種類及額 二、面額ノ種類及額 三、枚数 四、記号	一、原証券ノ種類及額 二、面額ノ種類及額 三、枚数 四、記号	一、原証券ノ種類及額 二、面額ノ種類及額 三、枚数 四、記号	一、原証券ノ種類及額 二、面額ノ種類及額 三、枚数 四、記号	一、原証券ノ種類及額 二、面額ノ種類及額 三、枚数 四、記号

財政と金融乾の附録

甲種
第二號
大藏省券發行額年度月別 (月末額) (單位千圓)

會計年度及曆年月	明治十九年七月	同 年 八 月	同 年 九 月	明治十七年九月	明治十八年二月	明治十八年七月	明治十八年十二月	明治十九年一月	合 計
發行額	15,100	16,000	17,000	15,100	16,000	17,000	15,100	16,000	15,100

請求手續覽

備考	併セテ請求スルコトヲ得ルキ事トシテ附記スルハ括弧ノ中ニ記ス	請求ニ關スル手數料
原證券ノ附屬利札 始利子仕拂期ノ開札 中利子仕拂期ノ開札 子額トキハ其ノ利 現金ヲ納付スヘシ		同シ
各事項上ノ併セテ請求スルコトハ其ノ手數料ニ依リテ別ニ記ス	無記名證券トシテ併合シテ請求スルハ其ノ併合ノ時ニ必要ナル手續ヲ履行スルコトヲ要ス	
特宜ニ由リ更ニ次シタル證券ノ交付ハ請求ニ於テハシ	一 登錄除却(其ノ旨)ノ場合ハ其ノ併合ノ時ニ必要ナル手續ヲ履行スルコトヲ要ス	利一札毎ニ金三錢
登錄證書ノ郵送料ヲ前納スヘシ	一 汚染毀損證券ノ引換(其旨)ノ場合ハ其ノ併合ノ時ニ必要ナル手續ヲ履行スルコトヲ要ス	五錢 其五錢合一件毎ニ 五錢合一件毎ニ 五錢合一件毎ニ
無記名證券ノ附屬利札中利子仕拂期ノ開札トキハ其ノ現金ヲ納付スヘシ	一 汚染毀損證券ノ引換(其旨)ノ場合ハ其ノ併合ノ時ニ必要ナル手續ヲ履行スルコトヲ要ス	二 金五錢一枚毎
郵送料同上	一 汚染毀損證券ノ引換(其旨)ノ場合ハ其ノ併合ノ時ニ必要ナル手續ヲ履行スルコトヲ要ス	五錢一枚毎

財政と金融乾の附録

甲種

第二號 大藏省券發行額年度月別(月末現)(單位千圓)

會計年度及曆年月	明治十九年七月	明治十九年八月	明治十九年九月	明治十九年十月	明治十九年十一月	明治十九年十二月	明治二十年一月	明治二十年二月	明治二十年三月	明治二十年四月	明治二十年五月	合計
明治十九年七月	一五、一〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一五、五〇〇	一六、八六〇	一七、三〇〇	一五、九三〇	一五、九三〇	一〇、四〇〇	九、四一〇	八、一五〇	一五、一〇〇
明治十九年八月												一六、〇〇〇
明治十九年九月												一六、〇〇〇
明治十九年十月												一五、五〇〇
明治十九年十一月												一六、八六〇
明治十九年十二月												一七、三〇〇
明治二十年一月												一五、九三〇
明治二十年二月												一五、九三〇
明治二十年三月												一〇、四〇〇
明治二十年四月												九、四一〇
明治二十年五月												八、一五〇
合計	一五、一〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一五、五〇〇	一六、八六〇	一七、三〇〇	一五、九三〇	一五、九三〇	一〇、四〇〇	九、四一〇	八、一五〇	一五、一〇〇

明治卅六年度		明治卅五年度											明治卅五年六月			
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
八	七	六	五	四	三	二	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000

10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000

121

明治卅四年度											明治卅二年度				明治卅二年二月	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
五	四	三	二	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	一	二	三
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000

10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000

120

大正四年度	大正三年度	大正三年度	大正三年度	大正三年度	大正三年度	大正三年度	大正三年度	大正三年度	大正三年度	大正三年度	大正三年度	大正三年度	大正三年度	大正三年度	大正三年度	大正三年度	大正三年度	大正三年度	大正三年度	大正三年度
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六月	五月	二月	十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月	十二月	十一月	十月	九月	八月	七月
		以降なし	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

第三號 倫敦市場に於ける募集の手續

一 發行者

募債の機關として第一に擧ぐべきは發行者なり外國政府が倫敦市場に於て公債を募集せんとするときは然るべき銀行又は資本家と相談して之を發行者と爲す若し銀行なれば之を、イシューイン、バンク即ち發行銀行と云ひ若し個人或は組合の資本家ならば之を、イシューイン、ハウス即ち發行屋と云ふ發行者は單に應募の申込を受くる門戸たるに止まらずして起債者に對しては契約により募集の責任を負ひ公衆に對しては其名を以て募集の條件を記載せる目論見書を發するが故に徳義上起債の確實なることを證明するに等し左れば發行者は理財界を指導するに足る信用と勢力とを有するものたるを要す發行者は一銀行一資本家たることあり或は數個の協同とするも亦可なり發行手数料は發行額面の何分と協定し下引受料、下引受仲買料及び其他の費用は發行手数料の内を以て支辨するを常とす但し印紙税は必ずしも此限にあらず

二 下引受人

倫敦市場に於ける募集の手續

發行者は公衆の應募により資金を調達することを目的とするものにして必ずしも自力を以て資金を供給することを期するものにあらず殊に發行者が株式銀行たる場合に於ては自力を以て巨額の資金を供給するの責任を執るが如き危険を冒す能はず然るに公衆の應募は豫じめ絶對的に信頼するを得べきものにあらず發行者は市場の状況に鑑み公衆の應募を得る様に應募の條件を定むと雖も時としては見込違ひなきを保せず若し公衆の應募充分ならざるときは發行者は如何にして其の責任を完うすべき乎下引受は即ち其場合に備ふる方法なり

下引受大口の應募を引受け置きて其内より更に公衆へ分配する一種の仲繼的行爲なりとし又發行者と下引受人を混じ發行者が起債者との契約により公衆に向て公債を發行するは即ち下引受の行爲なりとするものあるが如し是等は全然誤解なり下引受は公衆應募不充分の場合に備ふる一種の保險なりと云ふを適當とす但し公衆の應募は下引受人を経由するにあらず下引受人は公衆應募不充分の場合に於て發行價格より幾分か低き價格を以て公債を引受くることを約するのみ下引受の價格は總ての下引受人に對して同様に定め下引受の額は一人毎に約定す若し公衆の應募が募集額に滿つるときは下引受人は實際毫も公債を引受け

ずして只發行價格と下引受價格との差を下引受料として發行者より受領す若し公衆の應募が募集額に滿たざるときは下引受人は按分比例により各下引受額の一部を引受け一部に對して下引受料を受く若し公衆の應募絶無るときは下引受人は各引受額の全部を引受くるなり

此の如く發行者は二重に資金調達の準備を爲し居るなり發行者も亦自個の資力に相應し危険なしと認むる程度に於て自ら幾分の下引受を爲すことあれども募集額の大部分は發行者以外に於て下引受を爲さしむるを常とす只巨大の資力を有する資本家が發行者となる場合若しくは公衆の應募の極めて確かなる場合には全く下引受の方法を用ゐざるを得べし發行者の資力に依頼して下引受を用ゐざるときは下引受料を要せざる代りに發行者の手數料を増すを免れざるものとす下引受人には銀行あり會社あり個人あり必ずしも業務の何たるを問はざるも多くは理財界に關係あるものなり其數亦一定せず或は數十百名に達することあり一口の下引受額は各人の資産に應じて差等あり下引受總額は募集額面に達するに至て止む各下引受人の資産が公衆應募なき場合に於て引受の義務を履行するに充分なれば即ち資金調達の保證確實に成立したるものなり發行者は先づ起

債者と内相談を調へ下引受人との契約を済せたる上にて起債者に對し正式に發行契約の調印を爲すを以て最も安全なる方法とす、然れども下引受の見込確かなるときは便法として先づ發行契約に調印することなきにあらず。

下引受は一種の保險なるを以て實際下引受人を煩さず、公衆應募により募集を了るを以て成功とす、故に下引受人にして眞に公債を所望するときは下引受の外に應募申込を爲し置くなり、此の如く下引受と應募とは全く別事にして直接の關係なしと雖も下引受の景況は市場の人氣を作る要素なり、下引受の成立容易にして下引受人中に某々の有力家を網羅したりと云へば以て市場の人氣を引立て公衆の應募を誘致するの結果を生ずるなり。

三 特定仲買人

發行者は自己の手にて幾分か下引受人を作ると雖も主として下引受人を作るは特定仲買人(スベンシャルブローカ)が發行者より委任せらるゝ所の仕事なり、特定仲買人とは株式取引所仲買人の内より發行者が選定するものにして最も密接に市場に接觸し居るが故に發行の時期及び條件を定むるに付きて發行者の顧問たり、特定仲買人は募債に關し頗る重要な機關にして平生信用厚く且つ諸方面に顧

客を有し敏活に下引受人を作るの手腕を具備するものならざるべからず、特定仲買人の報酬は下引受仲買料(オンドルラインチング、ブローケイヂ)と稱し發行手数料の内より仕拂ふを常とす、其仲買料は發行額全體に對して仕拂ふことあり、或は特定仲買人の周旋にて出來たる下引受の額のみに對して仕拂ふことあり。

四 一般仲買人

募債に關する特別の機關は凡そ前に擧げたる如くなれども、此外尙ほ一般仲買人をして成るべく公衆の應募を勧誘せしむるの手段を執るを常とす、即ち株式取引所の仲買人は誰れにても發行者より目論見書及び應募申込書式を貰ひ受け之に各自の商號を捺して平生の顧客に配布することを許さる、單に新聞の廣告を見る丈にては應募の意を起さざるものも平生取引ある仲買人より目論見書及び申込書式の配布を受ければ進んで應募することあるべき理なり、而して仲買人の商號を捺せる申込書を以て應募したるものは其仲買人を經由したるものと看做し、其申込人の得たる應募割當額に對し幾分の手數料を仲買人に與ふるなり、此手數料を「アウトサイド、ブローカス、コムミッション」と稱す、「アウトサイドブローカ」は取引所の正式會員ならざる仲買人を意味することあれども、茲にては募債に關する特定機

關以外の意味にて單に「スペシャルブローカ」に對する語と知る可し

五 發行條件を定むる標準

機關の説用は大略前掲の如し是れより少しく發行の順序を述べん發行條件を定むるは其時の狀況により變更を要すること勿論なりと雖も大體に於ては同種若しくは類似の既發債を標準として其市價より少し低き所に發行價格を定むるを以て原則とす新債に應募者を得んとせば舊債を市場に買ふよりも利益なる條件を以てせざる可からず而して新債の發行あれば供給増加の結果として舊債市價下落の傾を生ずるは自然の數なり故に新債の應募を眞に有利ならしめんとせば舊債の下落點よりも更に幾分か低き所に發行價格を定むるを要す此くて舊債市場は下落し新債は發行價格よりも高き市價を保ち新舊兩債の市價均一するを以て適當とするなり但し以上は單に供給増加の結果のみを抽象して立てたる標準にして此外に市價變動の原因多くあるが故に之を斟酌するの必要あるは言ふまでもなし

六 目論見書の發表

下引受完了し起債者との契約成立し公債の場合とに於て必要なる法律又は勅令

の發布せられたる後發行者は成る可く速かに目論見書即ちプロスペクタスを發表す目論見書は我國の所謂發行規程に相當するものにして募集の條件申込受付期限募集金の拂込利子の仕拂元金の償還等の事項を記載するものなり新聞に廣告するの外發行者及び特定仲買人の店頭に於て目論見書を配布し之に添ふるに應募申込書式を以てす

七 申込書の受付及締切

目論見書發表の即日又は翌日より應募申込を受く申込書には證據金を添へ發行者の店頭を持ち來るも可なり郵送するも可なり又電信にて申込むことも出來べし申込受付期限は一定せざれども大概四五日を以て普通とす發行者の都合により期限以前に締切るも差支なし締切前なれば申込者は申込を取消すを得べし好景氣の募集に於ては二日目位に締切ること多く時としては即日に締切ることあり地方の郵便申込は締切の翌日第一順まで引受くるを例とす

八 應募の割當

應募申込額が募集額に超過するときは各申込者に其申込の金額を充當する能はず此場合に於て如何にして應募の割當を爲すかは發行者が手心によりて決する

所にして必ずしも一定の標準とすべきものなし、好景氣の募集に於ては自ら永く公債を所有する意志なく市價の騰貴に乗じ之を賣りて利益を得る目的にて應募する投機者多し、故に成る可く投機的應募者に割當てず成る可く真正の投資者に割當つる様にするが發行者の目的なり、投機的應募者は時として小口に分ち時として大口に纏め種々に手を替へて申込を爲すが故に發行者も之に應じて割當方を異にす全體に通じ按分比例にて割當を爲す如きことは殆んどなく百磅より千磅までの申込に對して何割千磅より五千磅までの申込に對しては何割と云ふが如く申込額によりて割當の割合にするものなり

九 新債の増打

發行者又は特定仲買人が下引受の勧誘を爲すに至れば募債の事實及び條件は既に公然の秘密なり、新債の景氣好ければ一種の思惑賣買此時より始まる新債の増打若干と云ふは此賣買の相場を指すものなり我國にては此増打の性質を誤解し發行價額以上にて應募申込を爲すの意なりとするものあるが如し然れども倫敦市場に於て普通の募債に競争申込の方法を用ふるは異例に屬し一定不動の發行價格より申込を爲さしむるを常とす故に増打は起債者の所得ともならず發行者

者の所得ともならず素より下引受人の所得ともならず、思惑賣買者の間には互に損得あり増打の景氣が割當の後まで繼續すれば一般の應募者之によりて利するなり然らば新債の賣買は如何にして行はれ其相場は如何にして立つや少しく之を説明せんと欲す

十 結果の賣買

應募割當の確定せざる内に新債を賣買するは之を結果の賣買(セイルラ、ブ、リゾルツ)と云ふ應募の結果を賣買するの意なり例へば某國の公債の發行價格九十にて募集されつゝあるに後來市場に於て九十一の價格を保つ見込ありとすれば先づ若干の應募を申込み置き之に對して何程の割當を得るか疑問なるも兎に角其結果を九十と四分の一にて賣渡すの約束を爲す目前に於て四分の一の利益を得べし九十の價格にて自ら申込を爲すを得べきに好んで九十と四分の一の價格にて結果を買取るものあるは何故なりやと云ふに是れは必ずしも眞に其結果を買取りて公債を所有せんとするにあらず午前九時と四分の一にて買ひたるものを午後九時と二分の一に轉賣して其間の四分の一を利得せんが爲めなり而して同じ申込を爲すには證據金を要せず是が爲めに場合によりては眞の應募希望

者が多少の増打にて結果を買取ることあるべしと雖も概して言へば結果の賣買は氣配の變動に乗じ目前の利益を得んとする思惑なり斯くて應募の景況盛なれば結果の賣買亦隨て盛に行はれ結果を賣るの目的にて應募申込を爲すもの多く出て來る故夥しく應募申込額を膨脹せしむることあり是は餘り健全ならざる現象なる故早く申込受付を締切りて其勢を制止するの必要を生ずることあるなり是れに反して新債に對する人氣不良なるときは結果を賣る目的にて申込むものはなきも既に申込を爲したるものが厭氣になりて申込を取消し又多少の割引にて賣退かんとするに至る然も結果の賣買は好景氣の時に多く不景氣の時に少きものと知る可し

締切後は特に結果を賣る目的にて更らに申込を爲すの途なきも既に申込みたる分の結果を賣買することは依然として行ふことを得べし然し締切前程には相場の変動なき故結果の賣買を試むるの機會比較的に少し

取引所は發行者の請求により結果賣買決濟の爲め割當決定後特に期日を指定す決濟の方法は應募申込證據金並に割當額増打金に對して割當通知書の受渡を爲すものにして例へば五分の證據金を以て十萬磅の申込を爲し其の結果を二分の

一増打にて賣り而して一萬磅の割當を得たりとすれば始め證據金として發行者へ五千磅を納め決濟の時に結果買受者より五千五十磅を受取りて割當通知書を引渡す譯なり

十一 假證書及本證書

割當決定の後發行者は假證書を發行す結果の賣買は割當決定と共に止み其代りに假證書の取引始まり其相場は普通の手續を蹈みて取引所の公定相場表に掲載せらるゝを得べし其後の手續は只拂込結了の上假證書と引換に本證書を渡すあるのみ本證書には英國の法律により額面に對する千分の五の印紙を貼用するを要す

(明治三十九年六月東京銀行通信錄深井英五君稿)

深井氏及通信錄の承諾を得て掲載す

第四號 輓近我國地價の變動

又中央農事報第六十五號に掲載せる農地市價表に依れば我國地價の變動は左の如し

年頃	中等水田地 ^{一反歩}		中等畑地 ^{地上全}		宅		地上全		原野地 ^{歩一付}	
	公定地價	市價	公定地價	市價	公定市價	市價	公定市價	市價	公定市價	市價
明治二十年頃	五三〇・五六	五九九・九一	一八五四・一	二七九・二	三四〇・三六	三四〇・三六	四九九・二〇	四七八・三		
同 二十五年頃	五二六・八六	九二・三九三	一八・一五〇	四四・四六七	三四〇・三六	三四〇・三六	七四・五四五	八〇・三六七		
同 三十年頃	五二・四三六	一五二・二八七	一八〇・一六	七七・四〇一	三四〇・三六	二一〇・三九八	一一・九三六			
同 三十五年頃	四六・九七五	一五八・七〇四	一六・一五三	八六・〇五六	三三八・八二	二二五・七三二	一六五・四六七			
同 三十七年頃	四六・九七五	五二〇・九四	一七・二九二	八五・九〇一	三三七・五七	一四一・一九七	一四六・八六七			

然るに明治二十年頃は通貨たる銀紙の間に價格の差違なかりしも銀貨は金貨壹圓に對し壹圓貳拾九錢六厘の相場にして明治二十五年頃は壹圓四十錢に下落し同三十年に幣制を改革せしを以て其差を見ざるを得ず而して改正後の金貨は壹圓の純分量目二分にして其以前は三分九厘九毛なりしを以て今前表の市價を現行の金貨價位に換算對照すれば左表の如し

年頃	中等水田地 ^{一反歩} の市價	中等畑地 ^{一反歩} の市價	宅地 ^{一反歩} の市價	原野地 ^{一町歩} の市價
明治二十年頃	四六二・二八九	二一・五三九	三八・五一	三六・九〇八
	九二・三四七	四二・九七〇	七六・八二九	七三・三六一

同 二十五年頃	六六二・八三三	三一・五五九	五二・九〇六	五七・〇三八
	一〇三・二二三	六二・九六〇	一〇〇・五四七	一一三・七九一
同 三十年頃	一五一・二八七	七七・四〇一	一一〇・三九八	一一八・九三三
同 三十五年頃	一五八・六〇四	八六・〇五六	一二五・七三二	一六五・四六七
同 三十七年頃	一五〇・〇九四	八五・九〇一	一四一・一九七	一四六・八六七

備考 字體の異なる金額は其當時に於ける金貨の價格に依る各地の市價なり右市價の騰貴せる場合は左表の如し

年頃	中等水田地	中等畑地	宅地	原野地
明治二十年頃	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
同 二十五年頃	一四三・一九	一四六・五三	一三七・三八	一五四・五四
同 三十年頃	一六三・八三	一八〇・一三	一四三・六九	一六一・五三
同 三十五年頃	一七一・七五	二〇〇・三七	一六三・六五	二二四・七三
同 三十七年頃	一六二・五三	一九九・九一	一八三・七八	一九九・四六

備考

最近我國地價の變動

原表農地市價の調査材料は田は左の十六箇所其他は左の内十五箇所に依り平均數を算出したるものなり

- 長野縣上伊那郡赤穂村
- 熊本縣飽託郡出水村
- 島根縣八束郡乃木村
- 福岡縣筑紫郡那珂村
- 岡山縣御津郡建部村
- 福井縣大野郡下莊村
- 福井縣丹生郡朝日村
- 島根縣美濃郡豐田村
- 千葉縣千葉郡都村
- 石川縣石川郡一木村
- 東京府南葛飾郡金田村
- 山口縣吉敷郡大歲村
- 鹿兒島縣日置郡日置村
- 埼玉縣北足立郡石戸村
- 秋田縣河邊郡仁井田村
- 鳥取縣東伯郡西郷村

第五號 土地取得條例及差増税法(四例)

一 膠州灣土地取得條例(西曆千八百九十八年九月二日)

第一條 獨政府は膠州灣の土地全體をば占領前の價格に相當する金額を以て所有者たる清國人より買上ぐることを得、所有權關係に付ては清國政府の租稅徵收表を適用するものとす

若し政府が買上げを爲さざる場合には住民間に於ける土地所有權の移轉又は

從來の目的以來に於ける土地の使用は豫め政府の認可を受くることを要す、住民若くは其の家族以外の者に所有權を移轉し或は賃貸することは法の禁ずる所なり

第二條 第一條に記載せる場合の外は凡て土地の所有權は政府よりの拂下により設定せらるる所有權の移轉は政府が元と清國人より買上げたる價格に幾部分の割増を付したる價格を提出すること、土地臺帳へ登記を爲すことによりて成立す

第三條 拂下は必要の都度政府之を公告す但二週間の猶豫を置くことを要す、公告には拂下の期限の外建築計畫及拂下價格を明瞭に記入することを要す、拂下は競争入札に由る入札の申込は拂下期限前少くとも八日以前に官廳に到達することを要す、入札申込には落札後の土地の利用計畫及買受の目的を記載することを要す、利用計畫は政府の認可を要す、本條例の發布後二箇年以内に取得すべき土地に付ては利用計畫の實行に關する期限は向ふ三箇年とす、但特別の申告及特別の事由ある場合は五年に延長することを得一且認可を経たる條件に著しく相違せる利用計畫を爲し、又は確定期限内に利用計畫の實用を爲さざる

ときは所有權は再び政府に歸復するものとす。此場合には登記を了したる所有者に對し政府は最初の所有者の支拂ひたる價格の半額を還附するものとす。此制限も亦土地臺帳に登記せらるゝものとす。

第四條 商店會社が一般の利用計畫に基きて拂下を受けたる土地以外に公益的又は一般人民の利益に歸すべき經濟上の設備を爲さんとするときは官廳は必要なる土地の拂下又は貸貸に應ずるものとす。但官廳は特別の附帶條件を付すことを得。

第五條 本條例の發布以前已に政府より土地を賃借し且つ政府の認可を経て建物を建設せる者は政府の定むる價格を以て當然土地の拂下を受くる権利あるものとす。即ち此場合には競賣の手續を行ふことなし。

第六條 買受人が土地を再び賣却するときは前買受價格と現讓渡價格との間に存する差増額の三割三分三厘の一を政府に納付すべし。此納稅義務は亦所有權制限の一種として土地臺帳に登記することを要す。

讓渡人(賣主)は讓渡價格をば讓渡行為の發生に先ち豫め政府に申告する義務を有す。差増額の算定に際し讓渡人は讓受たる時より讓渡す時迄の間に土地に加

へたる改良費用を見積り六分の利子を加へて讓渡價格より控除することを得。改良費用見積り高は鑑定委員の鑑定に附せらる。鑑定員は二人の官吏及二人の住民より成立す。鑑定委員の鑑定は最終の決定力を有す。

第七條 二十五年間所有權の移轉なき土地に對し政府は一時限りの公課を徴することを得。その額は差増額の三割三分三厘の一を越ゆることを得ず。此際に於ける價格の鑑定は第六條の場合に同じく鑑定委員の鑑定に付す。爾後二十五年を経過する毎に同様の公課を徴收するものとす。

第八條 土地所有者は土地の價格の六分に當る地租を納付すべし。此際に於ける土地の價格は千九百二年一月一日に限り政府よりの拂下價格を以て之れに充つ。同日以降の價格は鑑定によりて之れを定む。

二 ハムブルヒの土地差増稅法(西曆千九百八年十月十二日)

第一條 ハムブルヒ國內にある土地を賣却するに當りては賣渡價格が取得價格より高きときは次の規定に従ひ差増稅を納むべし。
差増稅の根據となる事由左の如し。

- 一 土地所有權移轉の契約
 - 二 土地所有權の設定を目的とする債權の移轉契約
 - 三 強制競賣
 - 四 強制競賣に際して爲したる最高申込より生ずる債權の移轉
 - 五 公用徴收
- 免税の事由左の如し
- 一 相續
 - 二 夫婦間共有財産の設定繼續
 - 三 遺贈又は負擔付遺贈
 - 四 贈與
- 永小作權は所有權と同様に本條例の支配を受く
- 第二條 納稅義務は普通賣買の場合には賣主之を負擔し強制競賣及公用徴收の場合には從來の所有者之を負ふ
- 第三條 納稅額の基礎となるものは讓渡價格より從來所有者が土地に施したる改良費用(但改良より生ずる價格の騰貴が現存する場合に限る)及讓渡に要したる

る諸種の費用を控除す舊取得價格の利子は土地が取得以來利用せられざる場合には酌量せざるものとす

讓渡價格明ならざる場合には鑑定に附す

第四條 土地の比較的些少なる部分のみが賣却せられたる場合には收稅部は差増稅を徴收せざることあるべし、只殘餘の部分が後日賣却せられたるときには合算して徴收せらる

第五條 稅率は左の如し

差 増 額	稅 率
二〇〇〇以下	一分
二〇〇〇以上—四〇〇〇以下	一分五厘
四〇〇〇以上—六〇〇〇以下	二分
六〇〇〇以上—八〇〇〇以下	二分五厘
八〇〇〇以上—一〇〇〇〇以下	三分
一〇〇〇〇以上—二〇〇〇〇以下	三分五厘
二〇〇〇〇以上—三〇〇〇〇以下	四分

三〇〇〇〇以上—四〇〇〇〇以下	四分五厘
四〇〇〇〇以上	五分

差増額が取得価格の一割以上に當るときは前項の外に左の附加税を課す

差増額(取得価格に對する増) 加重税率(常率に對する加重)

一割以上乃至二割以下	一割
二割以上乃至三割以下	二割
三割以上乃至四割以下	三割
四割以上乃至五割以下	四割
五割以上乃至六割以下	五割
六割以上乃至七割以下	六割
七割以上乃至八割以下	七割
八割以上乃至九割以下	八割
九割以上乃至十割以下	九割
十割以上	十割

前二項によりて定まれる納税額は納税事實の發生が取得の時より三十年以

上を經過したるときは四分の三を徴收するに止め十年以下を經過したるときは四分一を加重するものとす(故に十年乃至三十年を經過したるときは常率を課す)

第六條 差増税の決定及徴收は收税部之を司る

第七條 收税部が納税額を決定したるときは納税義務者に納税告知書を交付す
納税義務者は納税告知書到達後四週間に納付すべし

第八條 寄附行爲其他慈善又は公益の目的を有する組合、營造物は免税せらる、免
税の事由存するや否やは收税部之を決定す

第九條 納税義務者は納税事實發生後四週間に納税事實の發生其他税額の決
定に必要な事實を收税部に申告すべき旨の請求あるときは文書に認むるこ
とを要す、收税部が納税義務者の申告を不當なりと認むるときは不當の理由を
税額決定前に納税義務者に通知す、納税義務者は之に對し收税部の定むる期間
内に收税部の通知に對し意見を開陳するを要す

第十條 税額の決定に不服なるときは納税告知書到達後四週間に文書を以て
異議の申立を爲すを得、異議の申立には理由を付することを要す、收税部は納税

義務者の異議の理由に對し宣誓に代ふべき誓言を要求することを得納稅義務者は收稅部の提出する間に對し口頭又は請求あらば文書を以て答ふことを要す異議の申立に對する收稅部の決定は之を最終とす

第十一條 故意又は過失に依りて納稅事實の發生を申告せず又は稅額の決定に必要な申告に付き不正の陳述を爲したる者は納稅額の三倍に相當する罰金を課せらる

第十二條 千九百三年二月二日所得稅法第三節に左の一項を加ふ(所得稅免除の事由)

(八)千九百八年十月十二日土地差増稅法によりて差増稅せらるべき所得

第十三條 市廳は徵稅が特に苛酷に過ぐと認むるときは收稅部の建議に基き稅額の全部又は一部を免することを得

第十四條 本法は千九百七年十二月三十一日以後千九百十一年十二月三十一日迄に起るべき土地の移轉に限り適用せらる

三 フランクフォルトの土地賣買稅及差増稅法

第一條 フランクフォルト市内にある土地所有權の移轉ありたるときは第二條

の規定に従つて定むべき讓受價格の二分を賣買稅として徵收す

第二條 賣買稅は普通の賣買にありては賣買價格により強制競賣の場合にありては競落價格に依る收得者の負擔すべき費用は控除するの限りに非ず

土地に固着せる負擔の内に付ては只年金其他或一定の期間毎に繰返さるべき義務に限り控除せらる控除せらるべき額は是等の負擔を四分の利子にて還元したるものとす

賣買價格が不當に低しと認めらるるとき又は不明瞭なるときは賣買當時の時價を以て賣買稅算出の基礎と爲す

第三條 第九條第十條の場合を除く外最近の移轉と現在の移轉との間に二十年以上の期間か經過したる場合には第一條の稅率の外に更に左の附加稅を課す

一 宅地

二十年乃至三十年を經過せるときは讓受價格の一分

三十年乃至四十年を經過せるときは讓受價格の一分五厘

四十年以上を經過せるときは讓受價格の二分

二 非宅地

二十年乃至三十年を経過せるときは譲受価格の二分
 三十年乃至四十年を経過せるときは譲受価格の三分
 四十年乃至五十年を経過せるときは譲受価格の四分
 五十年乃至六十年を経過せるときは譲受価格の五分
 六十年以上を経過せるときは譲受価格の六分

本條に定むる賣買税附加税及第四條に定むる差増税は最前の移轉が本條例の効力發生の前後に起りたるを問はず課徴するものとす

本條に定むる附加税は現在の譲渡價格が最近の譲受價格に當該期間内に加へたる新築改築の費用を加へたるものと相等きか又は其以下なるときは課徴せず、最前の譲受價格とは當時の賣買税條例に據て賣買税を課徴せる際に根據となりたる價格を云ふ若し當時賣買税の課徴なきか又は其他一般に最近の譲受價格が不明瞭なる場合には其當時の市價を以て之に充つ

第四條 最前の移轉より現在の移轉迄に二十年以下の期間が経過せる場合(二十年以上の経過は課税せず)には其期間内に起りたる價格の差増か最前の譲受價格に第五條の規定せる諸般の費用及利息を加算せるものに對して一割五分以

上に達したるときは第一條の賣買税の外に左の差増税を課す

差増額(每五分増加)	税率(每一分増加)
一割五分乃至二割	二分
二割乃至二割五分	三分
二割五分乃至三割	四分
三割乃至三割五分	五分
三割五分乃至四割	六分
四割乃至四割五分	七分
四割五分乃至五割	八分
五割乃至五割五分	九分
五割五分乃至六割	一割
六割乃至六割五分	一割一分
六割五分乃至七割	一割二分
七割乃至七割五分	一割三分
七割五分乃至八割	一割四分

八割乃至八割五分	一割五分
八割五分乃至九割	一割六分
九割乃至九割五分	一割七分
九割五分乃至十割	一割八分
十割乃至十割五分	一割九分
十割五分乃至十一割	二割
十一割乃至十一割五分	二割一分
十一割五分乃至十二割	二割二分
十二割乃至十二割五分	二割三分
十二割五分乃至十三割	二割四分
十三割以上	二割五分

第五條 最前讓受價格に加算すべき費用及利息左の如し

甲 宅地

- 一 土地の改良に要したる費用
- 二 街道運河(カナル)の建設維持に要する特別負擔

- 三 建物の新築改築に要したる費用保險に附せざる場合に限る
- 四 建築警察手数料

第六條 最前及現在の移轉の際に支出したる印紙稅賣買稅差増稅裁判所公證人の費用その他手数料の賠償として最前讓受價格の五分

乙 非宅地

讓渡人が農業用又は商工業用に利用せざりし非宅地に限り最前讓受價格の四分に當る利子(單利)及利息を差引せる改修維持等の費用

第七條 第一條第二條の賣買稅及其附加稅の納付は讓渡人及讓受人が連帶義務者より第四條差増稅の納付は讓渡人のみ之が義務を負擔す、印紙稅法に據る連帶義務者の一人が免除の特典を有する者(第五條に規定す即ち國王王妃、國庫公法人、公益財團寺院等なるときは他の一方は只半額を納稅するを以て足る、強制競賣の場合には競落人が納稅義務者たり但競落人が印紙稅法に據りて印紙稅納付の義務を免せられたる者なるとき又は強制競賣事實の發生前少くとも三箇月以前に當該土地に對する抵當權を獲得せる者にして競落は單に損失を填補するに過ぎざることを證明したる場合には納稅の義務なきものとす而して

強制競賣の場合に課すべき租税は只第一條の賣買税のみにして賣買附加税及差増税を徴收することなし

強制競賣が所有権共有の状態を除去する目的に出づるときは第十一條の規定を適用す

第八條 本法に非宅地とは所有権移轉の當時全然建物無きか又は單に一時の使用に供する假小舎の建築ある土地を指すものとす庭園は住居用又は營業上の家屋の附屬物として家屋と共に賣却せられたる場合には之を宅地の一部分と看做す但庭園が家屋敷地の五倍以上の面積を有するときは非宅地と看做す

第九條 土地所有権が數箇の連續して發生せる讓渡契約に基きて第一次の讓渡人より最後の取得者に移轉せる場合には第一條の賣買契約は是等數箇の讓渡契約上の取得價格を合計して課するものとす

土地所有権の讓渡契約より生ずる債權の移轉を契約する場合竝に讓受契約の締結後に第三者の爲め權利を取得し義務を負擔する旨を宣言する場合も普通の契約と同視し賣買税を徴收す然れども讓受人が委任又は事務管理に基きて第三者の爲に讓受契約を爲したる場合には納税義務を免せらる但第一次の讓

渡人より第三者への權利移轉が契約締結後一箇年以内に發生したる場合に限る

本條第一項の賣買税は第一次の讓渡人及最終の收得者が連帶して納付すべきものとす

第十條 本法に規定する凡ての租税賣買税附加税及差増税は相續贈與の場合には之を免除す

第十一條 第十條以外に免税の事由となるものは左の如し

- 一 公益上の理由に基きて土地の交換整理を爲したるとき
- 二 卑親族者が負擔付契約に據りて土地を讓受けたる場合竝に共同相續人及寡婦が相續財産の分割を爲したる場合

三 印紙税法の規定に據り免除の場合に於ける君主皇族の財産及其他

第十二條 共有所有権者が所有権の分割を行ひたるときは獨立の所有となりたる土地の價格が從來の持分の價格を超過せざる限りは免税せらる

第十三條 土地の交換を爲したる場合に兩土地の價格に高低あるときは高き方の土地の價格を標準として本法に定むる諸税を徴收す

第十四條 本法に定むる租税の徴收は市廳内の會計課之を司る

第十五條 納税義務者は所有權移轉後四週間は會計課に土地移轉の申告並に納税義務に關する諸般の必要なる事項を文書を以て申告すべし、會計課の請求あるときは納税義務者は租税の賦課に必要な諸般の事實を文書にて會計課に申告すべし

第十六條 會計課は租税の賦課に關し納税義務者の申告に拘束せらるゝことなし、會計課が納税義務者の申告を不當なりと認むるときは税額決定前に不當の理由を納税義務者に通知し納税義務者は之に對し會計課の定むる期間内に意見を開陳すべし、會計課と納税義務者との意見が一致せざるときは會計課は必要と認むる場合には鑑定人の意見に従ひ税額を決定することあるべし

第十七條 納税義務者は納税告知書の到達後四週間に税額を市金庫に納付すべし、期限を経過するも納付せざるときは會計課は尙ほ一回の催告を爲し而かも尙ほ納付せざるときは滞納處分を行ふ

第十八條 租税の賦課に對し不服ある者は納税告知書到達後四週間に文書を以て會計課に異議の申立を爲すことを得、異議の申立に付ては會計課之を決定

す、決定に不服なる者は決定の通知到達後更に二週間に縣會に訴願を提出することを得

第十九條 本法に違反せる者には他の法律に特に重き制裁の規定無き限りは三十七マルク以下の罰金を課す

第二十條 本法は發布の日より効力を有す

財政的成績

西曆年次	收	入
一九〇四年	約二、〇〇〇、〇〇〇	
一九〇五年	約三、〇〇〇、〇〇〇	
一九〇六年	約四、〇〇〇、〇〇〇	
一九〇七年	約二、五〇〇、〇〇〇	

四 キールの差増税法

第一條 キール市に在る土地所有權の移轉に對しては千九百零六年十月三十日賣買税條例に定むる賣買税の外に本條例に據りて差増税を賦課す

第二條 差増税の額は最前の讓受價格に第三條に列記する費用を加へたるもの

より現在の譲渡價格を控除したる差増額に據りて決定す
 最前の取得價格の基礎たる所有權の移轉が千九百年四月一日以前に發生したるものなるときは千八百九十九年十二月十八日地租條例に従ひて千九百年四月一日の法定時價を以て取得價格と看做す若し法定地價の決定無き場合には千九百年四月一日の時價を以て取得價格に充用す但し納稅義務者が確實なる證據を提出して事實上の取得價格を申告するときは市廳は之を採用す
 土地の交換は兩者各別に課稅せらる第六條第二の場合を例外とす
 土地が數箇の連續して發生せる譲渡契約に基きて第一次の譲渡人より最後の取得者に移轉せる場合には差増稅の額は各契約毎に各別に計算したる取得價格を合算して之を定む

第三條 第二條に所謂最前取得價格に加算すべきもの左の如し

一 非宅地にありては最前取得價格の四分に相當する利子(單利)
 茲に非宅地と云ふは全然建物なきか又は一時の利用に過ぎざる假小舎の存在するに過ぎざる土地を云ふ、二十五アルを超過せざる庭園は宅地の一部分と看做し、二十五アル以上の庭園は非宅地と看做す、最後取得の期間内に於て建物の

存せる場合と然らざる場合との區別あるときは四分の利子を加算する期間は建物の存在せざる期間に限り、土地の一部分が非宅地なるときは此の部分に限りて四分の利子の計算あるのみ(「アル」は百平方メートルに當る)

二 土地の價格を増加したる改良費用特に新築改築の費用(保險を付せざる限りは)街道建設費運河修築の特別負擔等

三 最前取得の際に支出したる賣買稅印紙稅仲立費手数料の費用に對する賠償として最前取得價格の四分但第一條に據りて最前取得價格の代りに時價を標準としたる場合は如上の賠償無し

譲渡人が前に強制競賣に據りて土地を取得したる場合に於て譲渡人が當該土地に對して有したる抵當權の價格が取得價格を超過せるときは此の超過額の差増額に算入せらる

街道又は公園の爲に無償に土地の一部を割讓せるときは最前取得價格は割讓後の殘地のみに付き之を定む

第四條 一割及一割以下の差増額は免稅せらる、且つ從來非宅地たりし土地の上に建物を設けたるとき又は從來既に宅地たりし土地の上に建増を爲したると

きは當該土地の第一次の譲渡が建物利用後五箇年以内に起りたる場合には更に差増額の一割を免稅す(蓋し屋舎の建築を獎勵するの政策たり)

第五條 差増稅率左の如し

差増額 <small>(則ち最前の取得價額は第三條の加算事項を加へたる者)</small>	稅率
一割乃至二割	五分
二割乃至三割	六分
三割乃至四割	七分
四割乃至五割	八分
五割乃至六割	九分
六割乃至七割	一割
七割乃至八割	一割一分
八割乃至九割	一割二分
九割乃至十割	一割三分
十割乃至十一割	一割五分
十一割乃至十二割五分	一割七分

十二割五分乃至十五割	二割一分
十五割以上	二割五分

以上の稅率は新舊移轉の間が五年以下を經過せるときに限り全額を徵收し、五年以上なるときは左の如し

六年以下	稅率の七割五分
七年以下	稅率の七割
八年以下	稅率の六割五分
九年以下	稅率の六割
十年以下	稅率の五割五分
十一年以下	稅率の五割
十二年以下	稅率の四割五分
十三年以下	稅率の四割
十四年以下	稅率の三割五分
十五年以下	稅率の三割

稅率の高は全差増額を標準とす換言すれば免稅せられたる部分を控除すること

と無し

六

第六條 免除の事由左の如し

- 一 強制競賣
- 二 土地の交換にして一方が五百マルク以上の特別支出を爲さざるとき
- 三 相続
- 四 贈與
- 五 卑親族が土地を譲受けたる場合並に共同相続人及寡婦が相続財産の分配を爲したる場合
- 六 公用徴收
- 七 國王、國王妃、國庫、公法人、營造物、慈善寄附行爲の財産

共有所有權者が所有權の分割を行ひたるときは獨立の所有に歸したる土地の價格が從來の持分の價格を超過せるときは此の超過額は課税せらる
第一項の三、四、五の規定に従ひ免税ありたるときは爾後の土地移轉に關しては移轉價格及移轉時期共に規定の事項を發生したる時に遡及す

第七條 第一條の納税義務者は讓渡人なり、第二條數箇の連續せる移轉契約ある

場合には第一次の讓渡人納税義務者たり但爾後の讓渡人も各自の移轉契約締結の際に生じたる差増額に付ては連帶義務を有す、讓受契約より生ずる債權の移轉を契約する場合並に第三者の爲に權利を取得し義務を負ふ旨を後に至りて發表する場合には右契約を爲したる者も亦租税に關し讓渡人と共に連帶義務を有す

第八條 地方的又は經濟的理由に因りて土地が數箇に分割讓渡せらるゝときは收税署即ち市役所は第一次の分割讓渡の行はるゝ際は土地全部の最前取得價格を各部分に配當す而して此際には時價を標準とし且つ讓渡人との協議に由りて決定す但市役所は土地の分割讓渡の發生せざる以前に於て豫め最前の取得價格を各分部に配當し置くも妨げなし、所有者の請求ある場合の如き特に然りとす

爾餘の規定はフランクフォルト規定と同一なるを以て之を省略す
右は大藏省の好意に由り得たる材料にして參考の爲め此所に掲載するなり

第六號 白耳義に於ける地方債の募集を容易ならしむる爲の特別機關

- 一 名稱 町村銀行
- 二 位置 プルクセル
- 三 目的 町村及縣の募債若くは府縣町村の保證する募債(府縣町村の公共)
營造物の募集を容易にするに在り
- 四 業務 (一)町村若くは府縣の爲め債券の發行及其舊債償還の事務を擔當すること
- 五 營業期限 定款勅裁の日より九十九箇年間と定む但し總會の決議を經政府の許可を得るときは此の期限を延長することを得
- 六 解散 總株數の三分の二以上を代表するときは株主三分の二の同意により政府の承認を求めて解散することを得
總會に於て反對の決議をなすに非ざれば理事會は當然清算の任に當るべし

きものとす

七 株金及株主 株券は一千法の株券及百法の分割株券の二種とし共に記名とす

株主は縣及町村若くは其保護する公共營造物に限る

株券の讓渡は理事會の同意を要す

株金は理事會の定むる條件に基き拂込むを要す

八 營業開始 申込株數貳百株に達すれば會社は營業を開始することを得

九 會社資本と募債額との比例 債券發行は會社資本額の二十倍を限りとす

十 債券發行 會社は記名及無記名兩種の債券を發行す、債券に理事會長若くは理事代理人及書記の署名を要す

債券は割増付抽籤によりて償却することを得此の場合に於て債券額面は

百法以上とす但し利率は年百分の三以上とす

十一 債券の發行 は豫約競賣若くは公賣の方法に據る但し理事會に於て反對

の決議を爲し、監査役及大藏大臣の承認を得たるときは此限りに非らず

白耳義地方費に關する特別機關

割増金付債券の發行は主務大臣の許可を要す

債券に對する利子割増金及償却資金として會社が支拂ふべき年額は會社が當該債券の發行に關し町村より收入する年額を越ゆることを得ず遊金 會社に遊金あるときは之を以て

十二

(一) 國債證券地方債證券若しくは國縣府市町村の保護に係る債券を買入れ又は是等を質として貸付を爲すことを得

(二) 確實なる保證あるときは理事會の指定する株式會社若しくは銀行等に當座預けをなすことを得

十三

理事及理事會 會社の事務は理事之に任ず、理事會は五名の理事より成り理事は白耳義人若しくは歸化人たるを要す、其任命罷免は株主總會に於て之を決す

理事會は其會員中より理事長を選擧し、其會員外に常務を取り扱はしむる常務代辦人を任命す、但し此常務代辦人は書記の職務を兼攝す、理事會は會社を代表し左の職務を行ふ

(一) 收得販賣をなし又會社の利害に關する一切の處置に任ず

(二) 理事長を以て裁判所に起訴及請求をなす

(三) 和解をなし支拂により若しくは支拂なくして差押の解除をなす

(四) 會社の銀行方代理者及備人を任免し並に其數及其報酬を定む

(五) 定款に基づきて有益若しくは必要と思惟する一切の法律行爲をなす

理事會の法律行爲にして會社の義務を生ずるものは理事長及書記若しくは是等の代理人の署名を要す

理事會は理事長若しくは書記の招集により之を開く

理事二名の請求あるときは理事會を開く

十四

理事會 理事三名の出席を要す

議事は多數によりて決す、可否同數なるときは、理事長若しくは其代理人の意見によりて之を決す

十五

監査役 監査役は六名とし業務を監督し計算及貸借を檢閲し毎年株主定期總會に於て前掲事項に對し報告をなすものとす、其任免は株主總會に於て之を決す

監査委員は理事會の諮問する一切の事項に對して意見を述ぶるものとす

十六

役員任期 理事の任期は西曆千八百六十五年以降は一箇年とし毎年定期株主總會に於て改選す(第一期理事は任期を)監査役の任期も亦一箇年とし、但し理事及監査役は再選することを得

理事缺員の場合には次會の總會に於て之を選任す但し其任期は前任者の任期間とす

十七

役員手當 理事會員は總會の定むる出席手當を受く

監査役の旅費日當も亦株主總會に於て之を定む

十八

計算及貸借表 計算及貸借勘定は理事會の指揮に依り十二月三十一日を以て之を決算す

公債を貸借表に掲げるには買入價格以上に評價することを得ず、配當は拂込株金の百分の五以内とし、殘餘は之を準備金となす、但し理事會に於て決議し大藏大臣の認可を得るときは之を分配することを得

利益金五分の配當をなすに足らざるときは準備金より其不足を補充す

ることを得

理事會の責任は監査役の貸借表の認可を以て解除せらる

十九

入會の許否 入社審査委員會は理事、監査役を以て組織し府、縣市、町、村及公共營造物より公債契約の爲め入社を申込みたるときは審査の上之が諾否を決す

委員の投票は無記名とす

審査會は七名以上の出席を要す、可否同數なるときは申込を拒絶す、府、縣、町、村又は公共營造物にして若干の歳入に對し會社に代理受取の權限を委任するの認可を得又其歳入にして公債契約に應ずるに足るときは委員會は票決の手續を略することを得

二十

會社に對する政府の權能 政府は法律若くは定款に違背するか又は町、村若くは國家の利害に反する一切の處置に對し抗議するの權能を有す、政府は會社業務を監督する爲め會社に對し監理官を任命する權能を有す、此監理官は會社一切の業務に對して監督權を有す、但し監理官の報酬額は政府と理事會との會議により之を定め會社に於て支拂ふべきもの

とす

五三

二十一 會社の内規 執務組織理事退職、缺席及證券保管等を規定する會社の内規は理事會に於て起草し、監査役の協賛を経るを要す

二十二 株主總會 株主總會は株主若しくは其代理人、理事及監査役を以て組織す

投票權は一株一票、十株二票、十五株三票、二十株四票とし、以上之に準ず。但し一法人にて十票以上を有することを得ず、又一株主にして三株主以上を代表することを得ず

〔參考〕 初めは町村行政に毫も關係なき者を代人として總會に出席することを許したるも、漸次其弊を發見したるを以て、株主、町村の代表者に當該町村若しくは他町村の町村長、助役又は町村會議員に限ることとなしたり、又株主府縣の常置委員は該府縣を代表するときに限り出席權あるものとす

總會の會期は毎年二月とす

總會の招集は官報に廣告し、更に書面を以て通知す。理事會は臨事總

會を招集するの權利を有す

監査役過半数の決議及株式半数以上の所有者の決議により、臨事總會を招集することを得

臨事總會は全株主の半数以上の出席を要す。又出席者の代表する株數は全株數の半数以上たらざる可らず。但し株主の數及代表されたる株式の數にして是に充たざる時は更に臨時總會を招集す。此場合、於ては出席株主の數及代表株式の數の如何に關せず、議事を有效とす

理事長は議會の議長となり、庶務を處理し、可否同數の場合には其意見によりて決議し、書記と共に之を議事録に署名す

票決は指名點呼に據り、六名以上の請求ありたるときに限り、無記名投票を用ゆ。但し任免に關するときは無記名投票を用ゆ

定款の變更は之が爲め特に招集せられたる臨時總會に於て議し、出席全數三分の二以上の多數によりて決す

附 則

白耳義地方費に關する特別機關

五五

第七號 英國に於ける私事法案提出順序

一 公事法案と私事法案との差違

英國の議院は年々「パブリックビル」即ち公事法案國家全體に關する法案を取扱ふの外私事法案即ち地方又は個人の利害に關係する法案を審議す。元來私事法案は理論上公事法案と同一の取扱を爲すべきものなるも實際に於ては全然其方法を異にす即ち左の如し

西曆千七百九十八年以前に在つては現今の法令全書の如く公事法(パブリック、アクト)と私事法(プライベート、アクト)との間には嚴密なる區別を設けず混同して之を編製し獨り人事に關する法律は分離して之を刊行せり然れども同年以後は私事法は總て之を公事法の記録中より區別し法規の編纂に一大改良を施せり即ち公事法は毎會議院を通過したる順序に従ひて之を配置し亞刺比亞數字を以て其番號を附し私事法は其配置の順序は公事法と同じく通過の順序に従ふも其番號は羅馬數字を以て之を附し以て其大體を區別するものとせり

私事法編
製の沿革

私事法案
實質の變
更

西曆千七百九十八年以前は私事法として格別に刊行せしは離婚歸化其他之に類する人事に關するものなりしも爾後漸次其範圍を擴め道路運河の改修開設橋梁埠頭の建設市町の管理敷石點燈等其他是に類似の諸案を議定するに至れり然るに其後世運の進歩に伴ひ地方自治體の發達と共に議會に於て是等諸案を議するの必要を感じ現今私事法案の重要なものは殆ど鐵道に關する事件に限るに至れり其變更の順序を見るに今を距る百二三十年以前に在ては私事法案は概ね人事に關し七八十年以前にありては主として地方の事業に係り現今に至ては鐵道敷設の如き國民の利害に最大の關係ある事業經營の許可を請求する爲に提出するものとなりたり

私事法案に關する立法上の取扱は公事法案の場合と異なり例へば一會社に對し鐵道敷設を許可する所の法案は公會所の設立を特許する爲め若くは國民教育の爲に提出する法律案とは自から其趣旨を異にし立法府は後者の場合に於ては單に公益の爲め最良の法策を講ずるを以て足れりとすと雖も前者の場合に於ては之と同時に其企業の爲めに偶々一個人に損害を及ぼすことなきや否やを審査するの義務あるものとす蓋し鐵道敷設の發起人は公益の保護者として議院に現

私事法案
の調査に
は議會は
個人の利
害に注意
するを要
す

私事法案

英國に於ける私事法案提出順序

の提出は公益を理由とするを得ず
私事法案の調査には議會は立法司は兩院を兼有する

はるゝものに非ずして其營業より得る所の金錢上の利益を目的とするものとし、其反對者も亦反對の理由を公益の上に置かず、自家一身の利害に因て反抗すべきものとす。而して英國の議院は此等の企業を許否するに方り其注意を獨り公益を顧みるに止めず、更に進んで私人の利害をも審理するの必要ありとするものなり。則ち此場合に於ては議院は立法機關と司法機關の資格とを兼有する者にして従て議院は一面に於て立法院當然の資格を以て普通の手續方法を遂行すると同時に他の一面に於て裁判所として公事法案に關する手續法外に司法上の手續を爲すものとす。是れ名を公益に藉り私事に經營を爲すの弊を慮るものにして實に英國立法の特色と云ふを得べし。近時我國の實況此點に於て遺憾なしと云ふを得ず。名を公益若くは宗教神事に藉り意外の法案又は建議を提出するの例少しとせず。英國の如きは數百年の經驗を積み大に悟る所ありて此特色を出す豈に鑑みざる可けん哉。

二 私事法案提出者の遵守すべき規則及其種類

私事法案提出者が守るべき規則は頗る複雑なるものなり。今其梗概を述べんに請願書は總て十二月二十一日前に私事法案提出順序を遵守し之を兩院の私事法案

守るべき規則

局に提出するを要す其の遵奉すべき手續左の如し

- 一 適法の公告を爲すこと
- 二 提出すべき私事法案の爲に影響を受くべき財産の所有者又其占有者に對し提出の通知を爲すこと
- 三 私事法案の目的たる營業に關する書類を指定の場所に揭示すること
- 四 一定の方式に従ひ右書類を解説すべき設計書其他の書面を作製すること
- 五 工事に要すべき經費を編成すること
- 六 或場合に於ては之に要する金額の一部を適當に指定せられたる官衙に豫納すること等是なり

今一步を進め私事法案提出順序の詳細を陳述せんに其順序方法頗る煩雜に過るものなしとせずと雖も亦以て英國立法院が私事法案の取扱を如何に鄭重にするかを窺ふに足る其詳細に入るに先ち請ふ先づ其所謂私事法案の内容を詳述せん私事法案は之を分ちて左の二種とす即ち

第一種は公私團體の權力を擴張又は變更する件及教會堂、禮拜堂、埋葬地、市町、人道、敷石、點燈、縣稅、渡船場、魚場、瓦斯燈事業、土地特許狀、地方裁判所、市場、警察及び救貧

私事法案の種類

英國に於ける私事法案提出順序

税に關する諸議案を包含し

第二種は水道、公道、橋梁、溝渠、切通、船渠、排水、堤防、渡船所、埠頭、航路、波止場、法廷、鐵道、溜池、下水、街路、關門路、隧道及び給水工事等を築造維持せんとする議案約言すれば土地收用權施行に關する總ての議案を包括す

三 私事法案提出の手續及其期限

凡そ私事法案を提出せんとする者は、其議案の謄本を衆議院の私事法案局に提出すると同時に、其事業の利害關係者に向て其議案に包含する權限の附與を請求せんと欲する旨の通知を爲さざる可らず、其提出の議案が第二種に屬する者なるときは其收用せんと欲する土地に施すべき工事仕様書、關係土地所有者の姓名簿、其地價及工事入費見積書を該議案に添へて提出するを要す、而して議案提出者は私事法案局の該案の謄本を提出するに先ち倫敦ダブリン又はエチンバラの官報を以て六週間議案提出の事を豫め公告するの義務を負ふ、第二種の場合に於ては其收用又は起工せんとする土地の最附近に於て最多の購讀者を有する新聞紙を以て其事を廣告し、其議案に依りて附與せらるべき權力を以て收用せられ又は其權力の影響を受くべき土地の地主、借地者及居住者名簿を差出すを要求し、登記

の廣告は十一月中に發表すべきものとす、元來英國の議會は特別の場合を除き例年三月始に於て開會せらる依て右廣告は開會前滿三箇月以上の期間に於て之をなすものにして實に用意周到なりと云つべし

私事法案提出者は前記書類の外更に議案の謄本二通の提出を要し、其議案が第二種に屬する者なるときは謄本の外工事仕様書二通設計に關する參考書類利害の關係を有する土地所有者名簿及其名簿の謄本各一通と、官報廣告文の謄本を工事に著手し又は土地收用權を使用すべき地方の裁判所及右商務院、衆議院事務局、衆議院私事法案局に提出し、而して工事仕様書の謄本一通を寺院檀家區、パリンの書記に、其議案が寺内の墓地共同埋葬地又は其他の共有地に係るものなるときは内務省書記官局へも一通を提出するを要す、尙ほ十二月十五日までに議案の爲に損害を受くべき土地家屋及建物所有借地人及居住者所に向て議案提出の通知書を發し、十二月十七日までに議案を印刷し、其一通を貴族院に同月二十一日までに請願書を添付し、衆議院及商務省の兩私事法案局に各々其一通を差出すべきものとす、加之提出者は運河、鐵道、馬車鐵道及其他土地收用權の利便を要すべき土木工事に關する議案を提出せんとする場合には十二月三十一日までに署名したる正

提出の期限

副二通の工事入費見積書を調製し、其一通を衆議院の私事法案局に他の一通を貴族院事務局に提出するを要す、次で一月十四日まで衆議院に提出したると同一の形式を具したる土地家屋所有者居住者名簿を貴族院に提出し、工事入費見積高の五分に相當する金額を高等法院に豫納し、更に正式の手續を履みて議案を議會に提出するに當り其議案に關する費用を支辨するに足るべき金額を貴衆兩院に豫納すべきものとす

四 議院に於ける私事法案の取扱

如上の手續に依り提出せられたる議案に反對なきときは貴衆兩院長の任命に係る二人の私事法案検査員兩院長の指揮命令に従ひ一月十八日頃に其議案を検査す検査員は請願書又議案の検査を行ふべき一週間前に豫め其検査の時期を請願者に通知し、検査當日に請願者出頭せざるときは其議案を放棄す當日請願者が出頭するときは(通例代理者又は狀師をして代て出頭せしむ)検査員に於て通知廣告工事仕様書差出方及金額豫納に關する私事法案提出順序の規定に従ひたるや議案の審案に要する金額第一回分は二十磅乃至三十磅を納付したるや否を審問す。此審問に依り正式の手續を履ますして議案を提出せしことを發見するときは

反對に就
き條件な
目的の
附するの

検査員は其議案は提出順序に遵由せざる旨を裏書して之を棄却す、然るときは同會期中再び此議案を議することを得ず、提出の議案が提出順序の規定に遵據せしものなるや否の問題に就きては私事法案の反對者は制限的即ち條件附反對を爲すことを得べきものとす、其目的は之に由て其大體を否認し其議案の内容に入り其眞價を審査する手續を省かんとするものなり、又右審問に對し請願者が其懈怠に出づると惡意に出づるとを問はず相當の辯明を爲さざるときは検査員は自己の検査によりて缺點を發見したると同一の手續を以て其議案を棄却す検査員に於て議案提出者が其提出前に採るべき總ての手續を正當に履行したりと認むるときは其議案を衆議院の豫算委員長に廻付す然るときは該委員長は貴族院の同委員と交渉し右の議案を貴衆兩院の孰れに於て最初に審議すべき乎其審議は如何なる順序に據るべき乎を決定す當事者及國會狀師は此決議に参加するを得ず歳入委員長は右決議後議長附顧問の助力に依り其反對あると否とに拘はらず總ての私事法案を調査し必要と認むる諸點に就て衆議院議員及貴族院委員長の注意を促し且つ其私事法案が衆議院委員會の審査に附託されたる後らも何時にても之に關して必要と認むる所の特別の忠告を衆議院に致し又は反對なき議案を

反對あるもの、如くに取扱ふべきこと及請願書竝に議案の當否を説明するに足るべき證據を蒐集せざる可からざることを衆議院に通知するを得

五 私事法案に就き貴衆兩院の關係

衆議院委員會に於て反對あり又は反對なき私事法案を議するに先ちて衆議院は其議案を貴族院委員長及其顧問に送付して審査を求むることあり然るときは同委員長に於て右の諸案に其適當と認むる修正變更を加へ若くは之を改作し又は其大體上より其當否を見て通知すべきものに非すと爲すときは其議案に貴族院は其議案の通過に賛成せずとの旨を裏書して之を衆議院に還付す然れども事實に於ては西曆千八百四十七年私事法案提出順序の設定以來衆議院より私事法案の通過を貴族院に迫りたることは殆ど絶無なり貴族院委員長より修正又は改作して衆議院に還付したる議案は衆議院に於て之を同院委員會の審査に付す然るときは該委員會は議案に記名したる院內代理者又は國會狀師に向て議案の説明を求め又其條項を變更せんとするときは其變更に就きて其助力を求め慎重に議案を議したる後可否の報告を衆議院に致す委員會に於て否決したる議案は自から消滅するを例とす反對ある議案に就ては衆議院議長は豫算委員長及他の三

各種の委員

請願者の資格

名を審判委員に任命して一の法廷を組織し其議案の可否を審判せしむ此委員會は委員増加の建議を爲し又は附屬委員會を組織する權能を有す及請願者は一定の資格を有するに非れば委員會に出席し陳辯を爲すを得ず其資格は衆議院に於ては豫算委員長其他議長の指名に係る三人以上の「レフリー」即ち參加員より成立する一種の委員會に於て之を調査す貴族院に於ては當該私事法案の調査を委託せられたる委員に於て之を調査す而して審判委員には特に専門家を選舉するを例とす此委員會の任務は右の議案を法律となすべき乎若し爲すべしとせば如何なる變更制限を加へ如何なる防護の設備を要するやの問題を調査するに在るを以て同會は私事法案添付の請願書及之に反して提出せられたる反對の請願書に對して審理を遂げ其結果を衆議院に報告して同院が該案の採否を決するの資に供するものとす以上に挙げたる各委員會の議長は相會して商議し反對ある議案は其一覽表を調製し表中記載の順序に依り之を處理する規定なり

六 鐵道及運河案其他重要なる私事法案の特色

鐵道及運河案に關する私事法案は之を鐵道及運河案總務委員(常置なり)に附託す此委員は鐵道及運河私事法案に就ては先議權を有し其案に對し反對あると反

鐵道及運河案

英國に於ける私事法案提出順序

對なきとに拘はらず商務省の會議に就て之を審査するものとす而して該委員は其見る所に從て或は自ら之を審査し或は反對ある私事法案は之を其審査の爲め特に組織せらるゝ所の委員會の審判に附することを得此特別委員會は既に述べたる如く私事法案添付の請願の當否よりは寧ろ其曲直を審判するものにして同委員會は恰も法廷の如く反對の請願者は當該私事法案添付の請願書に掲載しある事實を拒否し之に對して反對の意見を吐露することを得反對ある議案の取扱方は反對なき者と異なることなし即ち同案は先づ検査員に於て提出順序の規定に遵由せしや否やを検査し次に貴族院委員會長の精査を受け而して後衆議院委員會に於て審議討究せらるべきものとす

私事法案が一たび衆議院に於ける常置及は特別委員會の一覽表に上るときは同案は恰も法廷の目錄に記載されたる訴訟の如く其記入の順序によりて審査せらる然れども公益に大關係を有する重要な案件は此順序に依らざることあり即ち衆議院豫算委員長貴族院の同委員長と會合し總ての私事法案に就き貴衆兩院の孰れに於て最初に審議すべき乎を決するに際し或は私事法案が大に社會の公益となるべき重要なものと看做さるゝときは右の私事法案は豫算委員長より衆

重要なる私事法案

議院と貴族院へ同時に提議し兩院聯合特別委員會の審査に附し同委員會は聯合法廷として該案の審査に従事す凡そ委員を以て特に組織する議院臨時法廷に於ては普通の裁判所に於けると等しく諸々の證據を徴すると雖も普通の裁判に比すれば稍々緩なる所あり又傳聞證據に關する規則の如きも幾分か斟酌して適用せらる然れども同法廷に於ては種々の證據書類を取調べ地圖を要する者は之を精査し専門家の意見を徴し狀師の精密なる辯論及總ての反對論を聴き又は私事法案修正の提議を爲すことを許す等其爲す處普通裁判所と同じく委員の狀態裁判官に異ならず

七 委員の誓言及株主の權利

何人たりと雖も當該私事法案は自己の選舉區又は双方の利害の關係を有せず而して其審理すべき議案に就ては學生の力を盡し誠實に之を取扱ひ總ての證言を聞きたる上に非ざれば可否の投票を爲さざる旨を書面にて誓言するに非ざれば委員となるを得ず審議會は二人以上の委員缺席するときは之を開くを得ず而して二回以上缺席する委員は之を除名し他の委員を以て之に代らしむるものとす

會社が其既に附與されたる權利の擴張變更又は改正に關する議案を議會に提出するときは同案に反對する株主は縱令少數なりとも其議案に反對の意見を吐露することを得

八 私事法案の撤回竝に費用の支辨

私事法案提出者が議會に於て同案審議中之を放棄するときは議會は直に其審議を止め其提出より放棄に至るまでの費用を提出者に支拂はしむ這般費用負擔の事はヅキクトリヤ女皇二十八年及二十九年の法律を以て之を規定し委員の私事法案取扱の手續をして一層裁判所の裁判手續に類似せしめたり此法律に依れば私事法案調査委員會は何時にても審査の上請願書の前提に於て私事法案提出の必要を證明するに足るものなきことを發見し又は反對者の申出に依り反對請願者保護の條項を私事法案に挿入するか又は反對請願者保護の條項を削除若くは改正して反對請願者をして反對の請願書を提出して自己の權利を保護するの手段に出るの已を得ざらしめざるは全く私事法案提出者が其提出案中に適當の條項を設けて反對請願者の權利を保護することに注意せざりしに由ることを衆議院に報告する場合に於ては其事件に關する入費は私事法案提出者をして之

費用の負擔

を支拂はしめ之に反し私事法案提出者の論ずる所正當にして反對請願者の申立相立たざるときは其私事法案の審判に關する總ての費用は之を反對請願者より徴收するものとす

私事法案の提出及調査は頗る手續と時間とを要し隨て少なからざる費用を要す例へば私事法案の提出者及之に反對の請願者は凡て彼等を代表すべき數名の代理人及狀師を雇はざるを得ず又彼等は數名の證人を倫敦市に出張せしめ市内に滞在せしめ上下兩議の審査決議を待たざるを得ざるを以て事の始末に到るまでには頗る長時間を要し隨て費用決して少額に止まらず往時鐵道敷設の初期に在ては委員の組成今日よりも緻密にして其費用之を今日に比して更に大なりしは事實に徴して明かなり然れども今尙は一の反對なき私事法案の通過に伴ふ議案提出費検査委員の手数料其他總ての費用を精算するときは一事件の爲め要する所の金高は總額貳千圓を下らず此金額は議會に於ける議案審議の進行に隨ひ逐次其幾分を豫納し以て次回の審議に伴ふ費用の支辨に充つべきものとす其費途は公用に供する議會の筆紙墨衆議院議長の特別顧問及議會の議案起草者に對する謝金委員會に於て私事法案審議の際に生ずる種々の臨時費其他私事法案に

私事法案提出は巨多の費用を要す

提出費の金額及科目

關し議會に於ける一切の費用支辨に充るものとす。其他代人及狀師の報酬の如きは其幾何なるを知るを得ず。然れども其少額に止らざるは疑を容れず。總て私事法案は衆議院議長顧問即ち國會法案起草者の監督の下に議會の吏員に於て起草す。而して議長の顧問には地位高く學識該博なる狀師を擧ぐるを例とす。

九 議院職務の減縮

英國に於ける私事法案提出及其調査決議の鄭重なる凡そ斯の如く其手續は主として款を議員に通じ私事法案の提出を慢にするの弊を防ぐにありて相當の範圍内に於て其順序方案を定むるは必要の事に屬す。然りと雖も英國の現行方法は手續煩密に過ぎて費用を要する大なるの感なき能はず。其手續を簡單ならしめ而かも其弊害を防ぐに足るの方法あらば進で以て之を講究すべきは亦以て民福を増すの一助たるを疑はず。今英國議院の大勢を見るに往時は離婚歸化の如き人事と雖も尙ほ私事法を以て之を定め、選舉の異議に關する請願も亦之を衆議院の選舉委員に附託せり。然るに四五十年以來歸化證書の下附は行政の一事項となり離婚の争訟は司法事件となり、裁判所に移り、凡そ二十年以來選舉に關する請願は普通の裁判所の所管となり、議院の職權漸く減縮の傾向を示せり。其他地方警察署の

設置町邑窮民救助の施設、社團法人の設置、限嗣不動産(エンテールド、エスティート)の賣却等皆近年までの立法の手續を要せりと雖も爾後是等の事項の爲め一般法を定め一事一項に就て立法府を煩はざることをせり。是れ國務の執行上組織の一進歩と云はざるを得ず。回顧すれば英國に於ては西曆千八百四十五年以前に在ては共有地境界の設定は私事法を以て之を規定せしと雖も同年以後は行政府に於て境界検査官たる者を任命し境界に關する一切の情況は該検査官に於て之を調査し、相當と認むるときは之を認可するの命令を作り、次回の議定に於て其命令の承認を請ひ其處分を確定するものとし之を稱して豫備命令(プロヴイジヨナル、オーダー)とす。此事務は内務省に屬し、内務大臣は毎歲議院の承認を経る爲に多數の豫備命令を取纏めて簡單なる一案と爲し之を議院に提出す。斯くして提出せられたる案は公事法案を取扱ふと同様の手續を以て其許否を決し、議院は境界決定の權利を保留し、其検査を行政府に委し以て従前議院の特選委員に於て履行したる煩雜なる手續に代へ大體上立法府檢束の權利は依然之を存し處務の效用を増加せしものなり。元來處分の敏活にして周到なるを欲せば之を行政府に委するを宜しとす。而して結局監督權は之を議會に收めざるを得ず。前記の如きは實に適當の改正

と云ふを得べし

以上境界の設定に就て説く所の制度は其の後棧橋碇泊所馬車鐵道漁場其他諸種の事項に適用せられたり實に豫備命令の發布は些々たる地方的事項の爲に一々私事法案提出の手續を省略し國務の進歩上一大進歩を來せり今此制度を擴張し各地相當の裁判所に於て方今尙ほ議院に提出せらるべき各種の私事法案を受理し之を檢査し之に對して議院の承諾を経べき豫備命令を作らしむるは蓋し容易の業たるべし諸般の機關を利用し巧に國務を操縦せば國利民福を増加する亦難きに非ざるなり

財政と金融 乾甲種附錄 終

91
147

終

